

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 令和四年第四回東京都議会定例会の招集……………
……………(財務局主計部議案課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………二
- 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三

告示

●東京都告示第千五百三三号
令和四年第四回東京都議会定例会を、十二月一日に招集する。

令和四年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

東京都告示第千五百四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

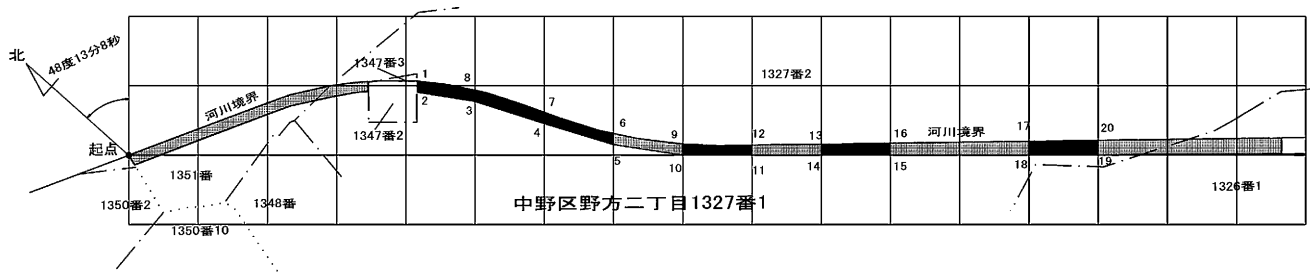
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中野区野方二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査範囲
- 形質変更時
要届出区域

起点

起点は、河川境界と敷地境界の交点とする。
(座標：X=-31368.406、Y=-16143.049)

※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度 48度13分8秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
1	-31392.488	-16107.396
2	-31393.844	-16108.874
3	-31400.818	-16104.281
4	-31410.431	-16100.032
5	-31419.913	-16095.635
6	-31418.547	-16094.106
7	-31409.026	-16098.459
8	-31399.452	-16102.752
9	-31427.001	-16088.559
10	-31428.337	-16090.054
11	-31435.857	-16083.462
12	-31434.524	-16081.971
13	-31441.890	-16075.206
14	-31443.223	-16076.697
15	-31450.589	-16069.932
16	-31449.256	-16068.441
17	-31463.988	-16054.911
18	-31465.320	-16056.402
19	-31472.685	-16049.637
20	-31471.353	-16048.146

●東京都告示第千五百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二百十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

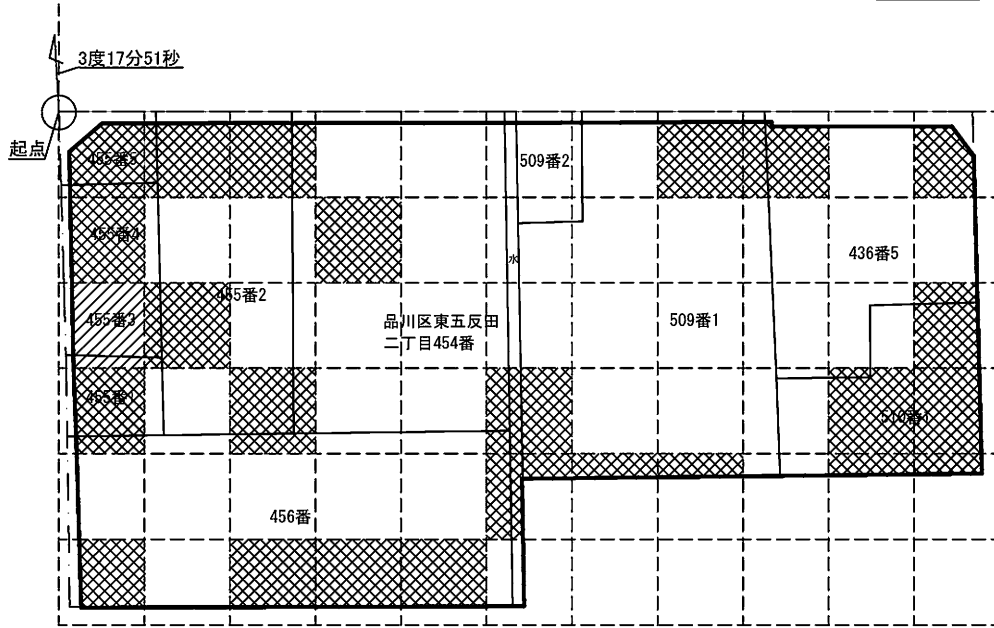
一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区東五反田二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 筆境界
- - - 敷地境界
- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第1214号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

【起点】
起点は、品川区東五反田二丁目455番5の最北端の境界杭とする。

【格子の回転角度（3度17分51秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十一月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

一 あきる野市伊奈字森ノ下八百 一丁目七番
地七 あきる野市秋川一丁目七番
地七
小峰建築株式会社
代表取締役 板橋 祐二

東大和市蔵敷二丁目四百八十
六番二 東大和市立野一丁目三十二
番地の六
ビーエムハウス有限会社
代表取締役 鈴木都良夫

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

